

国指定文化財の指定等について

1 国指定史跡の追加指定

国の文化審議会（会長：島谷弘幸^{しまたにひろゆき}）は、令和6年12月20日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」^{しもてらおんがいがいせきぐん}「下寺尾西方遺跡」^{しもてらおにしかたいせき}（茅ヶ崎市）について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申しました。

なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件（史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件）となります。

[令和6年12月20日答申]

しもてらおんがいがいせきぐん
下寺尾官衙遺跡群（写真①～⑤）

所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 549 番 2 ほか 87 筆等（既指定地）

茅ヶ崎市下寺尾字西方 27 番外 6 筆（追加指定地）

指定面積 61,670.57 m²（うち今回追加指定面積 1,290.96 m²）

概要 神奈川県東部に所在する相模国高座郡家^{さがみのくにたかくらぐうけ}と考えられる官衙遺跡群。既指定地の北東部には、7世紀末から8世紀中葉まで2期に亘り変遷した郡庁^{ぐんちよう}や正倉^{しょうそう}、南部には七堂伽藍跡^{しちどうがらんあと}と呼ばれる郡寺^{ぐんでら}があり、郡家を構成する諸施設から成る。今回、条件の整った既指定地に近接している5地点（うち3地点は下寺尾西方遺跡^{しもてらおにしかたいせき}と重複）を追加指定する。

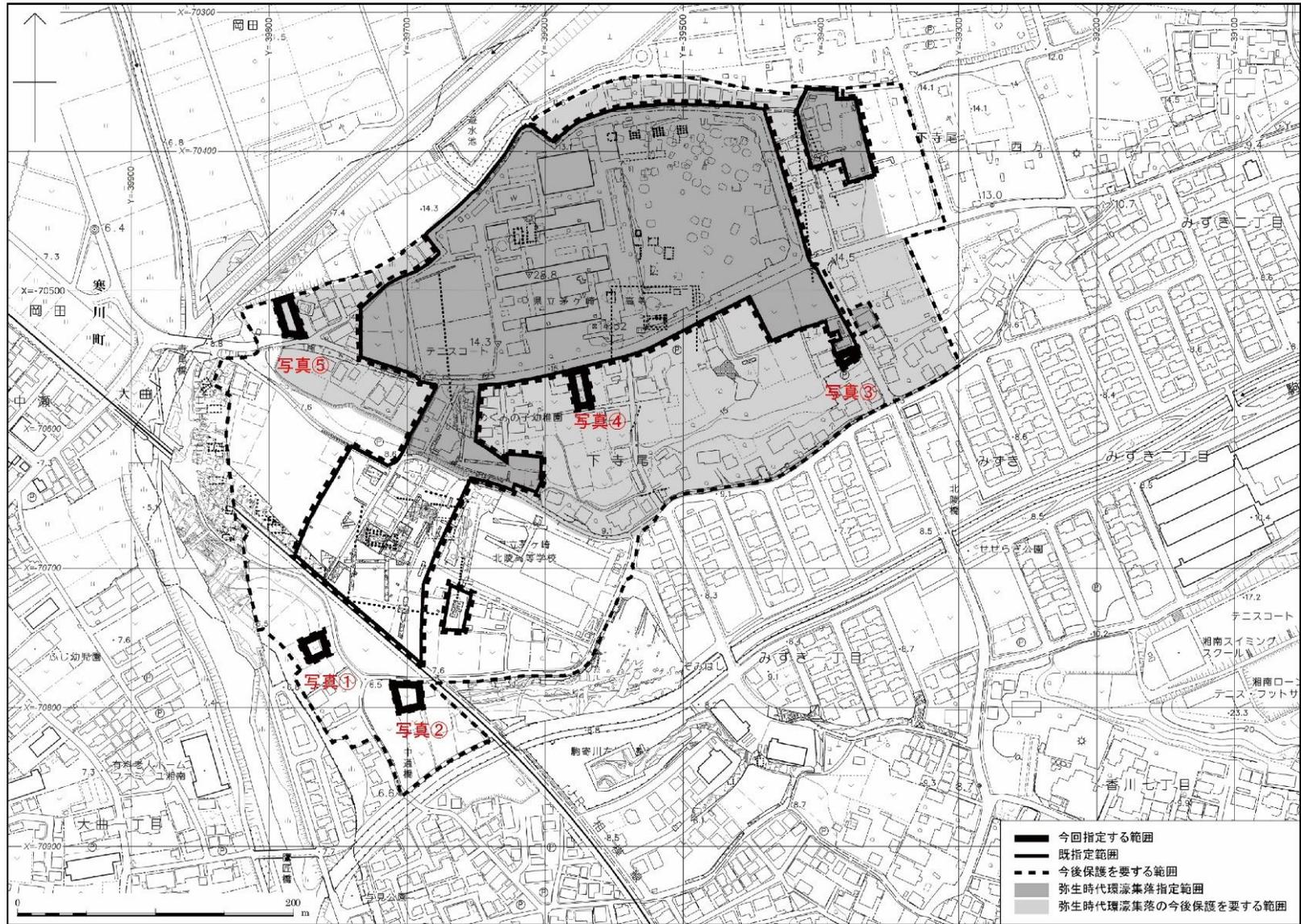
しもてらおにしかたいせき
下寺尾西方遺跡（写真③～⑤）

所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 341 番 1 外 54 筆等（既指定地）

茅ヶ崎市下寺尾字西方 342 番 6 外 3 筆（追加指定地）

指定面積 50,577.46 m²（うち今回追加指定面積 743.96 m²）

概要 本遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期^{かんごう}に営まれた環濠集落跡で、拡張された段階では、南関東最大級の規模となる。石器と鉄器が出土し、南関東における鉄器化への実態を知ることができる。南関東における弥生時代中期後半の社会を知るうえで重要な遺跡である。今回、条件の整った既指定地に近接している3地点^{しもてらおんがいがいせきぐん}（下寺尾官衙遺跡群と重複）を追加指定する。



追加指定地の写真



写真①（北東から）



写真②（北東から）



写真③（北東から）



写真④（北東から）



写真⑤（南東から）

2 国登録有形文化財（建造物）の新規登録

文部科学省は、令和6年8月15日（木曜日）付け官報において「^{きゅうかわもとけじゅうたくおもや}旧川本家住宅主屋」（横浜市西区）ほか4件（計3箇所）を、令和6年12月3日（火曜日）付け官報において「^{みやしたけじゅうたくおもや}宮下家住宅主屋」（横浜市磯子区）ほか6件（計3箇所）を、登録有形文化財（建造物）に登録する旨の告示を行いました。

現在、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で339件（174箇所）です。

[令和6年8月15日告示]

^{きゅうかわもとけじゅうたくおもや}
旧川本家住宅主屋

^{きゅうかわもとけじゅうたくうちくら}
旧川本家住宅内蔵

^{きゅうかわもとけじゅうたくおもてもんおよ いしがき}
旧川本家住宅表門及び石垣

所在地 横浜市西区^{にしとべちょう}西戸部町

所有者 京浜急行電鉄株式会社

建築年代 主屋：昭和8年

内蔵：明治32年／昭和8年移築

表門及び石垣：昭和8年頃

数量 3件（1箇所）

特徴等 横浜港北西の丘陵に位置する旧家。

主屋は、京浜電気鉄道の隧道開削に伴い新築した平屋建。内部は廊下や部屋境の棚の配置などで各室の独立性を高めた近代的な平面。寄木張床の応接室を含め外観和風で統一し、繊細な意匠の建具や随所に銘木を用いた良質な近代和風住宅。

内蔵は、主屋北西に接続する家財蔵。二階建^{きりづまづくりつまいりさんがわらぶき}切妻造妻入棧瓦葺で南北棟の小規模な土蔵で、外壁は漆喰塗仕上とし、軒に鉢巻を廻す。北面に二箇所の窓を開け、^{ひさしもちおくり}庇持送には線形を付す。各階一室の板敷。隧道開削以前から存在しつつ、外観重厚ながら主屋と良く調和した土蔵。

表門及び石垣は、主屋玄関東側に配した表門と、敷地東面及び北面を矩折れに区画する石垣。^{ひらいり}緩やかな石段上に建つ表門は、間口一間切妻造平入棧瓦葺袖塀付きで屋根に起りを付す。石垣は凝灰岩のブラフ積で上部に低い石塀を載せる。いずれも丁寧なつくりで屋敷の表構えを整える。

基準 主屋：登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）

内蔵、表門及び石垣：登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



旧川本家住宅主屋



旧川本家住宅内蔵



旧川本家住宅表門及び石垣

きゅうかながわけんえいしやうなんすいどうかまくらかあつ
旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所

所在地 鎌倉市長谷

所有者 熊沢酒造株式会社

建築年代 昭和11年／昭和40年、令和4年改修

数量 1件（1箇所）

特徴等 大仏隧道鎌倉口に建ち、上水を加圧送水したポンプ所。鉄筋コンクリート造平屋建、外壁スクラッチタイル貼、腰を人造石とし縦長窓と単窓を並べる。内部は矩形平面で北寄りを二層とし、階段廻りを幾何学的意匠で飾る。簡明な構成で入口等要所の意匠を凝らす。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所

きゅうかまくらとしよかん
旧鎌倉図書館

所在地 鎌倉市御成町

所有者 鎌倉市

建築年代 昭和11年／令和5年改修

数量 1件（1箇所）

特徴等 市役所東側の敷地に南面して建つ。木造二階建の外観は一、二階通しの柱形を付し縦長窓を多用。腰は緑青釉薬スクラッチタイル貼、懸魚を付した大きな切妻屋根を架ける。階段柱にはアールデコ調意匠をあしらう。シンプルな和洋折衷意匠が特徴的な図書館建築。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



旧鎌倉図書館

[令和6年12月3日告示]

宮下家住宅主屋

所在地 横浜市磯子区森

所有者 個人

建築年代 昭和8年頃／昭和中期増築、令和5年改修

件数 1件（1箇所）

特徴等 国道16号沿いの敷地に東面して建つ、旧別荘。木造二階建、外壁黄土色モルタル塗仕上の洋館と平屋の和館をL字に配す。洋館はエンタシス付角柱を飾る玄関廻りが特徴的で、和館は**箴欄間**など繊細なつくりの和洋折衷住宅。根岸湾の近代別荘開発の歴史を伝える。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



宮下家住宅主屋

北條鉄工事務所

北條鉄工原寸工場

北條鉄工旧シャーリング・製缶及びロール工場

北條鉄工クレーンヤード

北條鉄工材料置場

所在地 川崎市川崎区鋼管通

所有者 北條鉄工株式会社

建築年代 事務所、原寸工場、旧シャーリング・製缶及びロール工場：昭和37年

クレーンヤード：昭和43年

材料置場：昭和46年

件 数 5件（1箇所）

特 徴 等 京浜工業地帯の一角に建つ鉄工所。

事務所は、一階は鉄骨鉄筋コンクリート造、二・三階は鉄骨造とし、三階の門型ラーメンに戦後隆盛した丸鋼まるこうのラチス梁ばりを用いる。躯体は鋼材を自在に組合せ、外壁はモルタル洗出仕上とする。高度経済成長期の工場事務所の好例。

原寸工場は、事務所奥に接続し、鉄骨の溶接及び原寸図を作成した作業棟。桁行35メートルの鉄骨造三階建てで、一階は吹放ちの溶接工場ふきはな、二・三階は四周に水平窓を廻らし、採光に優れた無柱空間で、チョークなどで描く原寸図用の床が残り、昭和期の鉄骨製図を今に伝える。

旧シャーリング・製缶及びロール工場は、敷地東面に建つ鉄骨造の作業棟。切妻造セメントスレート葺東西棟の北に南北棟を接続。外壁波板鉄板張。かつて南半西が鉄板を切断するシャーリング工場、東が溶接を行う製缶工場、北半が曲げ加工をするロール工場とした。巨大な両開扉を吊る大規模工場。

クレーンヤードは、道路に面し、事務所及び工場群に囲まれた、重量鉄骨の製作組立などを行う工場。山形鋼やまがたこうをリベット接合した箱型ラチス梁及び柱を組合せ大空間をつくり、東・南面を波板鉄板張、内部に天井走行クレーンを三列収容する。工場景観の要をなす地域のランドマーク。

材料置場は、事務所の北に位置する材料保管所。鉄骨造平屋建切妻造大波セメントスレート葺。ビルトH形鋼と高力ボルト接合がつくり出す大空間を波板鉄板で囲い、吹放しの西妻面から天井走行クレーンの桁けたを張り出す独特の外観。事業の発展と工場建築の技術的変遷を物語る。

基 準 事務所、旧シャーリング・製缶及びロール工場、クレーンヤード、材料置場：登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）

原寸工場：登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



北條鉄工事務所



北條鉄工原寸工場



北條鉄工旧シャーリング・製缶及びロール工場



北條鉄工クレーンヤード



北條鉄工材料置場

あなざわけじゅうたくざしきぐら
穴澤家住宅座敷蔵

所在地 横須賀市西浦賀にしゅうらが

所有者 個人

建築年代 大正5年／昭和63年頃・平成27年改修

件数 1件（1箇所）

特徴等 浦賀港西岸に位置し、通りに東面する、旧商家の座敷蔵。桁行8.6メートル、梁間5.8メートル、凝灰岩を馬乗り目地で積んだ木骨石造二階建切妻造平入で正面全幅に深い下屋を張出す。二階座敷は吟味した良材で造作。近代浦賀の繁栄を物語る貴重な座敷蔵。

基準 登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



穴澤家住宅座敷蔵